

平成30年11月定例会 文教厚生委員会（付託）

平成30年12月12日（水）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

山西委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、追加提出議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますようよろしくお願いいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その2））

- 議案第16号 徳島県学校職員給与条例の一部改正について

【報告事項】

- 平成31年度に向けた教育委員会の施策の基本方針について（資料1）

美馬教育長

教育委員会から提出いたしております追加案件につきまして、御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は条例案1件でございます。

それでは、お手元に配付いたしております文教厚生委員会説明資料（その2）の1ページをお開きください。

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例についてでございます。

本県の学校職員の給与について、人事委員会勧告に基づき改定を行うものでございます。

今回提出しております追加案件は、以上でございます。

続きまして、1点御報告をさせていただきます。

平成31年度に向けた教育委員会の施策の基本方針についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

これは、全庁的な取組といたしまして、委員会における御審議の充実に資するため、来年度の予算編成に向けた各部局の施策の基本的な方針や方向性を御報告することとし、併せてその内容を県ホームページ上に掲載し、県民の皆様にも、広くお知らせしようとするものです。

それでは、順次御説明させていただきます。

まず、地方創生から日本創成へ！「徳島ならではの」教育の推進、①個性、可能性を最大限に伸ばす教育の推進では、新たな徳島県キャリア教育推進指針に基づきキャリア教育

を推進するとともに、2020年に開校されます本県初の中等教育学校城ノ内中等教育学校の開校準備などに取り組んでまいります。

②人口減少社会に挑戦する「徳島モデル」の学校づくりでは、地方と都市を結ぶデュアルスクールのモデル化に向けた実証研究を進めてまいります

③徳島からの「教育イノベーション（技術革新）」では、教育の多様化と効率化に向け、ICTを効果的に活用した教育活動を推進してまいります。

④災害を迎え撃つ防災教育の推進では、児童・生徒・教員の防災対応能力の向上と地域防災の担い手の育成などに取り組んでまいります。

次に、一人ひとりが輝く！徳島の未来を育む教育の推進、①確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成では、スクールカウンセラー等の専門家との協働による教育相談体制の充実などに取り組んでまいります。

②未来を拓く教職員の育成では、業務の適正化と外部人材の活用を図り、チーム学校の実践による教育力向上を進めてまいります。

③学校・家庭・地域が協働で取り組む教育の推進では、地域ぐるみで子供たちの成長を支える放課後子供教室や地域未来塾の推進などに取り組んでまいります。

④時代の潮流を見据えた学びの推進では、成年年齢引下げを見据え、消費者庁等と連携し、地域とのつながりを意識した消費者教育の推進などに取り組んでまいります。

続きまして、グローバル社会で活躍！徳島から世界への扉をひらく教育の推進、①徳島を愛する心の育成と「とくしま回帰」の促進では、板東ふらり収容所関係資料のユネスコ世界の記憶申請登録に向けた気運醸成などに取り組んでまいります。

②世界に羽ばたくグローバル人財の育成では、英語4技能の総合的でバランスの取れた育成による児童生徒の英語力向上などに取り組んでまいります。

③国際舞台で躍動するアスリート、アーティストの育成では、NEO徳島トップスポーツ校を指定し、競技力強化の重点化などに取り組んでまいります。

最後に、④世界に輝く「あわ文化」の創造・発信では、県立博物館常設展のリニューアルに向けた取組の推進などに取り組んでまいります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

山西委員長

以上で、報告は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

上村委員

教員の長時間勤務是正についてお聞きします。これは達田議員の一般質問でも取り上げた問題ですけれども、事前委員会でとくしまの学校における働き方改革プラン案が出されていますけれども、これについてちょっと具体的にお聞きしたいと思います。

このプランで、県の状況が書かれていますが、勤務実態の状況ということで、昨年度行った勤務実態調査の結果では、小学校が56時間、中学校が83時間の時間外勤務というこ

とで、全国の平均と比べると少なめですけれども、似た傾向があるということで、この中学校なんかは特に過労死基準を超えている長時間勤務の原因というのは、どこにあると考えられているのでしょうか。

臼杵教育政策課長

教職員の働き方改革に関してでございます。

教員の長時間勤務の要因についてというところでございますが、昨年度実施をいたしました教員の時間外勤務調査におきましては、時間外勤務の業務内容につきましても確認をしております。その中で最も時間を費やしたと考えられる時間外業務につきましても、例えば小学校では、多いものから申しますと、まずは授業準備、教材研究、そして校務分担、また成績処理、保護者の対応、そして、調査・アンケートの処理というのが多いというふうなところでございました。

また、中学校では授業準備が一番多いということで、その次に、校務分担、部活動、学校行事、保護者対応という状況でございます。

生徒指導や部活動指導、保護者や地域等の連携など、学校や教師に対する多様な期待の高まりでありますとか、あるいは学習指導要領の改訂への対応、様々教科の拡充などもございまして、学習指導の充実に対します要請の高まりと相成りまして、教員の長時間勤務という現状になったものというふうに我々は認識しております。

この働き方改革のプラン策定に当たりましては、学校現場などの教職員で構成をいたします働き方の推進チームを設置をしまして、検討してきたところですが、こうした状況を共有もいたしまして、意識をそろえる中でこのプランの策定、検討を行ってきたというところでございます。

上村委員

概略は言われたんですけれども、やっぱり教員が本当にこんな長期間労働になってきたっていうのは、やっぱり大きなところは、国が教員の定数を増やさなかったっていうのが一番大きいと思うんです。もともと教員は一人当たり授業4コマ、これを基準にして定数を決めていたんですけれども、1980年代に週6日制になりましたよね、このとき小学校6年間の総授業時間が5,785時間、中学校3年間で3,150時間、これがゆとり教育ということで若干減らされたんですけれども、2002年には週5日制になって、週休2日になったんですけれども、勤務日は減ったんですけれども、授業時間はあんまり減らなかった。小学校では5,367時間、中学校では2,940時間。2011年に至ってはゆとり教育見直しということで、これまた小学校が5,645時間、中学校が3,045時間と増えています。特に小学校5、6年生で外国語活動が入ってきましたので、これも非常に負担になってきたと思うんですけど、結局は現在のところ、1日に教師が担当する授業っていうのは5コマから6コマに増えてるんですよ。

だから、当然教員の定数を増やさなきゃいけないところを、国はそれをやらなかった。ですから、当然その分教師の負担が増えて、今までは、一日4コマでやると、大体教材研究とか授業準備に充てる時間が2時間ぐらいは取れとったところが、今はもう5コマ6コマ授業をこなしていますから25分ぐらいしかない。学校の先生はとにかく給食だとか掃除

だとか、いろんなことに児童、生徒と一緒に活動しますから、実際にじっくりと教材研究とか授業準備をやりようと思うと持って帰ってやるしかない。そういったところで、非常に長時間勤務になっているっていう現状が、経過を見るだけでもわかると思うんですよね。

それとやっぱり学校のほうも、社会的な影響を受けて貧困と格差が広がって、学校の抱える課題っていうのが大変増えてきて、先ほども言われましたけど、いじめ対策とか学力テストとか、またあと教員自身の免許制度更新で研修を受けなくてはならないと、こういった教育改革も非常に大きく影響してると思うんです。

それと時間外勤務の概念が教員にはない。これは公立学校の教員が法律でも例外的に給与特別措置法ということで、残業代はゼロということで取り扱われるようになっていきます。この点では4%ぐらい他の公務員に比べて、給与上乘せがありましたけれども、それに見合うような、長時間勤務に見合うような、そういった給与はもらえていないというのが現状だと思うんです。

ですからやっぱり抜本的な改善策としては、この授業の持分に見合う教員を、正規教員を増やすしかないと思うんですけれども、この間の一般質問の御答弁では、文部科学省も定数を増やした、若干増やしている、1,595人だったと思うんですけれども、これで改善になるのか、この1,595人定数が増えたということで、徳島県への波及効果っていうのはどのくらいあるのでしょうか。ちょっとこの点もお聞きしたいと思います。

#### 藤川教職員課長

今、教員を増やせば教育の改善につながるということで、加配定数の改善について御質問いただきました。

今、御質問を頂いた件につきましては、これまで加配定数として扱っていたものを、一部基礎定数化して、定数改善を進めていったというようなこともございますので、具体的な本県の数字は今持ち合わせておりませんので、数字自体はお答えすることはできませんが、そういった定数改善につきましては、国からの情報を的確に使いまして、今後とも本県としてしっかり定数について活用していきたいと考えております。

あわせて、職場OJTの推進でありますとか、ICTの活用等を併せて、授業以外の時間についても、勤務全体の改善という視点で働き方改革を全体的な面から進めてまいりたいと考えております。

スクールサポートスタッフや、部活動指導員といったこともすべて含めて、全体の改善を進めてまいりたいというふうに考えております。

#### 上村委員

もちろん授業以外にいろいろ教師じゃなくてもできるところについては、そういった別の人を当てるだとか、そういった改革についてももちろん進めるべきだと思いますし、文部科学省も、教員が実際にやっている授業以外の部分についても、こういった改革をすればどのくらい勤務時間が減らせられるかというのを実際に計算して出していますから、こういう取組はこのプランにも積極的に取り入れてやっておられるのは大変いいことだと思うんですけれども、やっぱり根本は、教員というのは授業をするのが主な仕事ですから、そこでのやっぱり正規教員を、しっかり授業数に見合う定数を確保するべきだというのが

私の意見なんです。

あと、学校の先生から実際に御要望が多いのは、小学校の英語が科目になるということで、専任の教員をすべての小学校に配置してほしいということも御要望が上がっています。徳島県も一部試験的に、専任の教員を付けるということもやっていますけれども、まだまだすべての小学校に配置するまでに至っていないので、これ、予算も掛かることで大変だと思うんですけども、やっぱり子供たちに早くから英語を教えるのであれば、本当に英語嫌いを作らないということでも、しっかりとそういった専任の教員を配置して、きちっといい教育をするということは非常に大事なことで、この点は是非お願いしたいと思います。韓国などでは、英語を小学校に導入するときには、すべての小学校教員に120時間に及ぶそういった研修をして導入したっていうんで、これはやっぱり日本では、非常にこういうことをやらずに、いきなり現場に導入するっていうのは非常に乱暴な話だなと思っていますので、是非徳島県も、子供たちの学力向上のためにも、英語の専任教員の配置をお願いしたいと思います。

それから、この働き方改革プランの中で、私もちょっとえっと思ったんですけど、この4ページの年単位で管理する変形労働時間の導入に向けた検討。これ今実際文部科学省も勤務時間を減らすということで、変形労働時間を導入するというところに本格的に決めたようですけれども、恐らく県でもこれやるんだろうなと思うんですけども、この変形労働時間制導入で、勤務時間っていうのは実際減るんでしょうか。その点いかがですか。

臼杵教育政策課長

変形労働時間制の導入に関してでございます。

変形労働時間制につきましては、労働時間を一日単位で、例えば年、月単位などの一定期間の平均で調整をする制度でございます。業務の繁忙状況に応じまして、例えば、労働基準法が定めます一日8時間週40時間を超えて労働時間を設定できるというものでございます。この繁忙時期におきまして、例えば一日の勤務時間を長く設定をしまして、例えば夏休み中など、長期休業期間においては勤務時間を短くする。その場合は、学校閉庁日を増やしたり、長期休暇を取りやすくしたりするという取組ができるということになります。

また一方で、夏休みなどは教員研修などが組み込まれておりますので、変形労働時間制を導入する場合は、こうした業務との調整は必要になってくるかと思っております。こうした工夫をしながら導入することによりまして、教員の勤務時間の縮減につながるものと認識をしておるところでございます。

上村委員

この変形労働時間制は既に他業種では取り入れられていますけれども、これ全体としては、勤務時間はやっぱり減らないんですね。これは実際に統計的に明らかになっていることで、夏休みなど比較的休みが取りやすいときにまとめて取ってもらうから、春から夏ですかね、具体的に教員が一番忙しい時期、その時期は、例えば8時から17時までの仕事じゃなくて、8時から19時までにするとか、変形労働時間制の場合は10時間までという制限もありますけど、10時間働いて、それが普通の勤務ですよということになります。子供

さんを育てている先生だとか、介護を家でしなくてはいけない先生方というのは本当に困ると思うんですね。実際に現場の先生方からは、この変形労働時間制、文部科学省が言い出して、これは絶対やめてほしいという要望も上がっています。

人間ってというのは、毎日毎日ライフスタイルを変えないっていうかね、そこが大事で、朝から起きて、仕事をして、帰って御飯を食べて寝る。このリズムが一定時間だけ崩されることになって、それが固定化されるってというのは、非常に負担になるんですね。

特に教員は、もう昼休みもなかなか取れない、自分がトイレに行く時間もないぐらい、目一杯子供たちと対応してますから、それが、普通に春から夏まで、実際にこの日は早く帰れるなどと思って固定されて、夏休みにまとめて休みを取るから、春から夏にかけては1日10時間頑張れと言われるのではたまらないんですね。

だからやっぱり、こういう変形労働時間制で見掛けの勤務時間を減らすっていうんじゃないで、やっぱり毎日毎日8時から17時で帰れるように、これは教員を増やすしかないと思うんですけど、そういった改革が必要じゃないかなと思いますので、この変形労働時間制の導入ってというのは是非やめていただきたい。

実際に教育委員会としては25%勤務時間を減らすっていう目標を立ててますから、これをやれば減るってというのは、恐らくそういう見積りもあるんでしょうけども、是非ともこれは見直しをしていただきたいなと意見を申し上げて、この点については終わらせてもらいます。

あと、臨時教員の待遇改善についてですけれども、12月6日の達田議員の一般質問での答弁では、非正規教員の賃金について、正規教員と業務内容に差異があるから、別になっているというのは当然のように言われたんですけど、具体的に、どのように違いがあるんでしょうか。この点をお願いします。

#### 藤川教職員課長

正規教員と臨時教員の業務の違いということについて説明をいたします。

授業ですとか、小学校の担任、中学校や高校の部活動など、当然全員で当たる業務というのは、みんな等しく関わっているという業務でございます。ただ、その場面でも、臨時教員は、管理職はもちろん、教科や学年の主任、あるいは全体をまとめる立場の者から、指導助言を受けて業務を行っております。教諭は、担当する業務の経験に応じて、その企画でありますとか、立案でありますとか、また将来的には管理職となって、経営に参画する場合もあるなど、指導的立場になりうる職であります。一方臨時教員は、継続的に現在の分担する業務にしっかりと取り組む立場でございますので、職責の面で正規教員とは異なると考えております。

#### 上村委員

実際に臨時教員は、正規教員から指導助言を受けて授業をするということで、まるで一人前でないような、そういった感覚で言われますけれども、実際の所、臨時の先生もクラスを持ち、そして授業も目一杯やっておられるので、これはやっぱり現場の感覚とは全くずれてると思うんです。しかも、保護者にはこの方は臨時ですからとかね、そういうことは一切言わないわけですね。保護者の方もそうやって言われると不安にもなります

し、あえてそういうことも知らせない。

ですから、臨時教員であるから、ここはしなくていいだとか、子供たちに対してそういうことは一切ないわけですよ。責任は同じに掛かってくるし、授業も同じように準備をして、きちっとやらなくてはいけない。そういう点では、全く仕事内容に差異はないと思うんです。

ですから、職責が違うというだけで、賃金表が違う。これはやっぱり、文部科学省も問題があるということで、総務省からも指導を受けているということで、早急に見直すように言われているはずなんですけども、この点については徳島県ではこれは別に問題ないとお考えなんでしょうか。

#### 藤川教職員課長

今おっしゃいました授業あるいはクラス担任といったことでは、同じような責任を担っているということを御指摘いただきました。

教員は基本的には教員免許による職でございます。その免許を取得する際にその授業に当たる基本的な知識、技能ですとか、学校の経営に関わる部分については十分習得、勉強した上でその職に就くという職業上の特殊性もございます。

そのために免許を持っている方は、そういう意味でしっかりとやっていただける、そういう知識を持ち得る方だと思います。

先ほども申しましたように、学校ではその上で学校全体の経営でありますとか、将来を見据えた学校の計画そして立案的な業務、そういったところでの差があるというような認識でございます。

#### 上村委員

教員というのは昔はもう非常に倍率が高くて、10倍以上とかいう採用試験を通過して採用になれば、正規教員ということで働く。

そこで面接などで落ちれば臨時として何年か頑張っても、また正規教員として頑張ると、そういったふうなルートでずっとこられてますけど、今やっぱり教員がどうも固定化して、段々と全国的には増やされていってる傾向があるということで、教師の職場って臨時教員だと大体正規教員の6割から8割の給料で頭打ちなんですよね。

徳島県でも30歳超えて臨時教員で頑張っておられる方もおりますけども、1級45号俸で頭打ちということで、25万円まで行かないんです。

40歳まで臨時教員で頑張っても、そこで頭打ちなので、なかなか家庭を持って子供さんを養っていくようなそういった生活はできない。しかも教員の現場って非常に多忙ですから、なかなか試験勉強するそういった余裕もない。その中で、毎年不安を抱えながら採用試験を受けてということが繰り返されています。

私の子供の同級生の方も、非常に優秀な方なんですけれども、中学の理科をやりたいということでずっと臨時教員で7年間ぐらい頑張っておられたんですけど、ついに正採用にならなくてももう疲れ切って辞めて、労働基準監督官になられて、他県に行かれています。

本当に学校の先生で頑張るぞという思いで望んでいたのに、夢破れて教員のそういったやりがいとか、そういうことも感じることもなく他の職種に移っていく、今こういった方

が大変全国的にも多い。だから教師の現場というのは非常にブラックだから、教師を最初から目指さない、教員免許を持っていてもそういう学生さんが増えてきていて、実際に、徳島県も教員の採用試験の倍率は落ちてきていますね、今3倍から4倍くらいですかね。ですから、子供たちに行き届いた教育を行うためには、学校の現場の先生が非常に生き生きとして安心して働ける、この保証が一番大事だと思うんです。

先ほども、平成31年度に向けた教育委員会の施策の基本方針で、とくしまの未来を切り開く夢あふれる人財育成をするのだと言われてますけど、この育成をしていくのに一番に関わる学校の先生たちの労働条件が改善されることなくして、これできないと思うんです。

本当に全国的にも今こういった状況ですから、子供たちの教育を充実させて学力向上させようと思えば、本当にそれをやるのであれば、教員のこういった働き方、しっかりと改革して、本当に学校現場で生き生きと教員が子供たちを教えられる、しっかりと学力をつける、そういった授業準備もできる余裕のある働き方ができるようにすることが、徳島県の未来を本当に良くしていく。そういった教育を改革してつながると思うので、そういった意味で是非、目先の改革だとか、目先の勤務時間是正だとか、そういったことにとらわれずに、子供たちの将来、徳島の未来がかかっている問題なんだっていうことで、真剣に取り組んでいただきたいと思うところです。

あんまり、時間がないので、次にいかせてもらいますけれども、文化財行政の知事部局への移管の検討について、これは代表質問で樫本議員が取り上げられましたけれども、この点については確か答弁で検討すると言われたと思うんですけれども、どのような方向で検討されるのかお伺いしたいと思います。

臼杵教育政策課長

文化財行政の知事部局の移管に関してということでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものがございまして、これは教育委員会の設置など教育行政の組織運営の基本的なことを定めることを目的にしたものでございますが、本年6月でございますけれども、この法律が改正をされまして、従来は教育委員会の所管とされておりました文化財の保護に関する事務につきまして、地方公共団体は条例の定めるところによりまして、地方公共団体の長が担当できるようになったという改正がなされたところでございます。

今後、この移管ということが表明されましたので、知事部局の関係部局と協議をしてまいることになるかと思っておりますけれども、その中でその方向性が決まっていくものと認識しております。

上村委員

まだどうなるか検討していくということで、知事部局にするという方向で検討するということですか。

臼杵教育政策課長

さきの本会議で移管に向けて検討していくということが表明されましたので、当然のこ



とながら移管，教育委員会で所管しておりますけれども，知事部局への移管という方向で検討していくと思います。

#### 上村委員

知事部局に移管する意味，文部科学省でも文化財の活用をしていくんだということ言われていますけれども，そもそもの文化財保護法っていうのは，国民の文化的向上に資するとともに，世界文化の進歩に貢献することを目的として制定されたということですよ。

ですから，文化財の保護，この行政には専門家の技術的判断だとか，政治的中立性だとかまたあと開発行為との均衡っていう問題も出てくると思うんです。そういった意味で知事部局とは，対等・平等である教育委員会で所管をされていたと思うんですけれども，それが知事部局のほうに移管するという事になれば，やっぱり開発だとか文化財の活用，ここに偏ってしまって肝腎の保護や保存，政治的な中立性もしっかり保障しながらやられるということが，軽視されるんじゃないかっていうことが国会の答弁でも言われているので，やっぱり慎重に検討していただかないといけないなと思うんです。

文化財でも観光に資するものと，そんなに観光に資しないものいろいろあると思うんです。ですから，知事部局に文化財保護の行政が移ってしまうと，観光に資するものについては非常に予算をつけてしっかりやるけれども，余り観光とかそういうものに関係のない学術的に保護しなくちゃいけないとか，維持をしていくっていうものについては予算が余りつかないと。こういったことも起こり得ると思うので，この点については，もっとしっかり検討していただいて，慎重にお願いしていただきたいと思うんですけれども，その点どうでしょうか。

#### 臼杵教育政策課長

移管に当たっての検討についてというところでございます。

文化財保護法では，国や地方公共団体の責務といたしまして，史跡や名勝などの文化財につきまして，適切な保存をするということが明確に位置付けられております。

この度の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に当たりまして，加えまして文化財保護法も同時に改正されておりました。現在は教育委員会で文化財保護行政を所管する場合は，設置することができることとされている文化財の保護，保全や指定についての諮問機関でございます地方文化財保護審議会というのがありますけれども，これが文化保護行政が首長部局に移管された場合には，必置ということで改正がなされまして，一層の強化の措置がなされたところでございます。

また，重要文化財などの損傷などがあった場合には，罰金刑の引上げもなされたところです。今後，文化財保護の業務の知事部局への移管について検討を進めていくということになりますけれども，知事部局に移管された場合でありまして，こうした法の下で現在と同様に，本県文化財の保護，保全がしっかりと図られていくものと，私どもは認識しております。

また，その価値や魅力を県内外や海外の方に実感いただきまして，観光や交流という面で活用されていくというふうになりましたら，改めて本県の文化財の高い評価を頂きます

とともに、それが一層の保護、保全につながっていくというふうにも、私どもは認識しておるところでございます。

#### 上村委員

文化財保護について審議会もしっかり設けて、罰金もあるから大丈夫だと言われますけれども、やっぱり国の傾向を見ていると、例えば、大学なんかでも文科系は軽視されて理科系が重視されて予算配分される。もうあからさまに今すぐ役立つものについては、しっかりと予算も付けるけれども、そうでないものについては付けないというふうなやり方もやってきていますから、これ本当に文部科学省の方針も問題だなと思ってるんですけども、やっぱり将来的にこの文化財はしっかりと守るべきものを守っていくということがやられるように、是非この点については慎重に検討していただきたいと、この意見を申し上げまして終わります。

#### 岡田委員

何点か質問させてもらいたいと思います。まず大学入試のセンター試験が変わるということで、英語の分野で変わるということで、平成32年度より実施されるといわれてるんですけども、今の高校1年生の子が対象者の第1学年になるということで、何かいろんな報道が出てきてるんですけど、民間の試験を採用してその技能を図る部分に変えていくってというような話なんですけども、それで各大学も、東京大学がそれを重視しないとかっていったらまた変わったり、今のところ東北大学がそれを重視しなくて入試をするというように、皆さん言ってる情報がさくそうしていて、それと何か指摘されるとやめる、じゃあ何か指摘されると、やっぱりするとかっていうようなところで、何度も変わっているんですけど、今その大学入試の英語に関しての現状はどうなってますか。

#### 藤本学校教育課長

岡田委員から現在の大学入試の英語4技能の民間試験のことについてということで御質問がございました。

現在独立行政法人の大学入試センターから、その大学入学英語成績提供システムに認定をされた試験というのが8種類ございます。その8種類につきまして、文部科学省で大学入学共通テストの英語と併用して、平成35年まで併用実施するというところで、今アナウンスがされているところでございます。

その実施の際につきましては、各大学で実際にどのように活用するかということは判断をされるということになっておるんですけども、現在国立大学協会から国立大学にしまして基本方針というのが示されております。その中で平成35年度までは、英語認定試験を一般選抜の全受験生に課すとともに、共通テストにおいて実施されます英語試験、これも合わせて課すこととしまして、それらの結果を入学者選抜に活用するというふうにございます。

この方針を受けまして各国立大学におきましては、活用方法を出してきているというふうな状況でございますが、大学入学者選抜に関しましては、文部科学省から実施をする2年程度前には、公告、公表するというふうなことが示されておりますので、現在の高校1

年生が受験します，高校3年生の冬を考えますと，今年度中ぐらいをめどに，大体の大学から出てくるかというふうに考えているところがございます。

確かに大学によりまして活用方法というのは，まちまちというところがございます。例えば今おっしゃいました東京大学のように出願資格の証明の一つとして英語認定試験の成績を利用すると公表をされてるところもございます。

県内におきましては，徳島大学で英語認定試験は活用するというので，具体的な活用方法については2019年2月に公表予定，また鳴門教育大学におきましては，英語認定試験を大学入学共通テストの英語試験に加点というふうな予告がされておりますが，加点する点数等の具体的な認定につきましては2020年7月に公表予定というふうなところがございます。まして，実際，大学によって本当にまちまちという状況で，そのアナウンスにつきましては今年度末をめどに出そろうものというふうに認識しているところがございます。

#### 岡田委員

現状としては本当にまちまちで，それで，出てくる情報もその様々な情報が出てくるし，ものすごく揺れ動いているんですけども，でも実際，じゃあその4技能の資質を確認するというか，その子のチェックをするために民間の試験を活用するというところは，もう決まっているんですか。

#### 藤本学校教育課長

民間の試験を活用するということが決まっているかどうかということでございますが，こちらにつきましては，例えば，受験資格として活用する場合と，実際に点数として活用する場合というのは，やはり大学によって分かれてくるかと思えます。また，私立大学の場合につきましては，活用しないという選択肢も示されているところもございますので，実際のところは，本当に現状まちまちというふうなところがございます。

#### 岡田委員

それでその、民間の試験は8種類あってその中から選べるっていうことで、徳島県でその8種類全部受検できるんですか。

#### 藤本学校教育課長

現在の認定をされてる8種類について，県内で受験ができるかどうかということでございますが，現在，認定されております試験が，ケンブリッジ英検，実用英語技能検定いわゆる英検，それとGTEC，IELTS，TEAP，TEAP CBT，TOEFL iBT，TOEIC L&RとTOEIC S&Wの8種類となりまして，このうち特に今人気等とか，受験者数の多い英検とあとGTECにつきましては，県内で受験が可能というふうな状況になっております。

こちらにつきましては，認定試験が実施される際，実際今の高校1年生のときに認定試験というふうになるわけですけれども，現在より多くの受験者が受験することが予想されております。そのため各受験，この英語の認定試験を実施する業者さんにおきまして，スピーキングを録音方式で行うというような実施方法なども検討されている状況でございます。

ます。

2020年の本格実施の際には、県内生徒の受験機会が十分に確保されるように、事業者への要望を続けていくということにしております。

岡田委員

ありがとうございます。今言ってくれた8つの内2つは徳島県内で受けられるけど、あとの6つは県内では受けるチャンスがないっていう解釈でよろしいんですかね。

藤本学校教育課長

6種類ということの受験の可否ということですが、現在徳島県内で実施が確認されているのは、TOEIC L&Rという筆記試験の分、こちらのほうは徳島のほうでも開催されるということで、他のものにつきましては全国の10地域以上で開催をするという予定になっているところでございます。これは実際のところ、受験者数が極端に少ないようなものにつきましては、そういうふうな特例を大学入試センターが認めるような形になります。しかしこのことにつきましても、こちらのほうから業者のほうに国等を通じまして、開催については要望を続けてまいりたいというふうに考えております。

岡田委員

ありがとうございます。何でそんな細かいこと聞いてるかっていうと、やっぱりその教育の機会の平等っていうのが、全国で受けられない試験を採用されるというのが一つ怒ってる理由であって、もう一つは、それならば受けるチャンスが一番広い英検だけで良いんじゃないかと個人的に思ってる場所もあって、それでただしTOEICは海外の大学を受験される場合には当然受けたり、企業さんに入る場合には、当然、何点あるからあなたのところへアプローチしますよっていうものに使われる英語基準であるので、資格として取る部分には、その取ることにしてもものすごく個人にはメリットがあると思うので、それはそれでその選ばれているとは思いますが、ただ徳島の子供たちが、先ほどのとくしまの未来を切り開く夢あふれる人財の育成をするという教育目標にあって、徳島にしながら、世界に戦える子供たちをつくっていくという意味で、やっぱりその英語教育って、世界の共通語が英語と言ってもそうだと思うので、英語ができるっていうのは当然普通にしゃべれるというのは、当然その世界に打ち勝っていくっていう部分では一つのスキルとしては重要だと思うんです。そこにあって、私は大学入試に要るから英検なりTOEICなりTOEFLなり取るという考えよりも、その子がグローバル社会に進出していくというか、出ていくための一つとしてその資格を持つことは有益であると思うんですけど、ただ今の受験生にとっては、それが何点になるのかとか、それがなければ受けられないのかっていうところの、その微妙な決定してないっていうところはものすごい不安材料です。それともう一つはその経済的な部分ですよ。その資格って民間なのでただではないと思うんです、結構費用が掛かると思うんですけど、それをずっと受けて、英検なら各市町村さんの教育委員会とかが小学校のときとかに補助したりいろいろしながら、英検を受けるチャンスっていうのを与えてくれると思うんですけど、実際その受けたら受けるだけ、そのテストになじめるので、その点数を高く取れるという、言うたら赤本ではな

いですが、そういうふうな練習ができるチャンスがあると思うので、裕福な子が受けるチャンスが多かったり、また、いろいろな事情でこの一回に懸けるんじゃないというように思いで受けることでやはり、それも機会の不平等が起こってくるということになるので、やはりその全てのことにしても平等に受ける機会が保障されるということと、子供たちの能力を本当に測れるように平等な機会をやっぱり与えてあげられる環境を是非、徳島で作ってもらいたいと思うんですけどいかがですか。

#### 藤本学校教育課長

英語民間試験の受験について徳島の子供も平等に受けられるような機会をとということで御質問でございます。

実際のところ先ほど申しました受験会場の状況につきましては、徳島県をはじめとしまして、全国でもやはり同じように地方においては懸念をされているところでございます。実際にある人口の少ない所また、生徒数の少ない所におきましては、やはり同じような懸念がされてまして、こちらの受験機会の確保、また実際の受験料の負担、その他のところもございまして、全国都道府県教育長協議会を通じまして、文部科学大臣に対して居住地域や家庭の経済状況等によって民間テストの受験機会に差が生じないような制度設計を強く申し入れているところでございます。

また、県内におきましても現在多くの高校で準会場として、英検にはなっておりますけれども、実施をしております。それによって受験者も増えてきているというふうな状況もございまして、こちらについても、引き続き促していきたいというふうに考えております。

また、二次試験の部分につきましても、その受験者数の増加に伴いまして、会場の確保が最近かなり難しくなっている状況でございますので、実施団体と、受験ができる環境の整備にできる限り協力をしているというふうな状況で、今後も続けていきたいというふうに考えております。

そのような状況を通しまして、国への要望も含めて今後地域格差、また、経済格差が生じないような形での受験機会の確保というところで要望を続けてまいりたいと考えております。

#### 岡田委員

地方の声を大きくしてもらって、どこに住んでいても、日本の子供たちがちゃんとした平等な機会を得られるように是非、お願いしたいとともに、その民間の試験が加点されるのか、入試条件になるのか、いずれにしても、それが影響して大学入試に関わってくるという話ですので、徳島県としては、今高校生が対象ですけど、その幼稚園から受けられるような英検というのもありますので、だからそういうのに、徳島県の子供たち、英検なら、別に英検のひいきをするわけではないんだけど、そのやり慣れた試験なので加点しやすいよってという自信を付けてもらえるような取組も、小学校の時代から中学校と続けて英語教育も入っていきますので、それと入試だけじゃなくてそのトータルでの子供たちの目標として、それをそれぞれ設定して、もって取組とできるようにお願いしたいと思います。

それともう一つ、ただその費用が掛かるので、その費用の面もできるならば、はっきり言うて県内で受検できても、県南の子だったらやっぱり徳島市内まで来ないと二次試験は受けられんよとか、大阪行かなあかんよ、神戸行かないかんよになると、やっぱり受験料だけじゃなくて交通費も掛かってくるし、時間設定によっては前泊とか後で泊まらないかんとかというようなことになるし、やっぱりいろんなことを配慮すると、その受験とか英語の試験を受けに行くってということだけでも、かなりの費用が掛かってくるのとともに、それと受験生ははっきり言って受験するのにも、受験料からはじまって、そのいろんな分の費用が掛かってくるので、非常にそれは当然その受験生なので、受験するという覚悟の下で皆さん蓄えをしてるかもしれへんのですが、それにプラスアルファの今回4技能民間試験というのが入ってきたので、それに上乘せの分が必要となるっていうことが分かってきた段階ですので、是非、そのあたりも受験生に対しての配慮をできる限りしていただきたいと思うので、これは要望として、今すぐに予算付けられますって言うてくれたらうれしいですけど、なかなか今言ってる話なんで検討していただいて、その機会が平等に与えられるように全ての子供がどこにいても同じように受験ができるようになっていけるとともに、それはその費用面の部分も全て含めての分なので、是非、検討いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでもう一つ。この間大代古墳が一般公開されて見させてもらいに行ったんですけど、鳴門市から板野町に古墳ありますよっていう、徳島県教育委員会さんと鳴門市教育委員会さん、板野町教育委員会が出してるこのパンフレットがあるんですけど、このときに地元の小学校の子が古墳の案内をしてくれたんです。

それで小学校6年生の子が中心となって、案内をしてもらったんですけど、非常にものすごい丁寧に、子供の顔が誇らしげに見えて、逆にいうとその地元の誇りとして子供たちはちゃんと教育を受けながらその当日一生懸命説明をしてくれたんですけども、その大代古墳群には古墳エリアっていうのがあって、県内いろんな史跡があるんですけども、まずは大代古墳の今後の活用について、どういう段取りになってるんでしょうか。

#### 木野内教育文化課長

岡田委員より大代古墳及び関連古墳の活用についてお話を頂きました。

この鳴門板野古墳群は大代古墳、それと池谷宝幢寺古墳、天河別神社古墳群など多数の古墳が点在する県下有数の古墳群でございます。平成28年12月に本県で10件目となる国史跡に指定をされております。このうち大代古墳につきましては、先ほどお話を頂きましたように、地元鳴門市の主催により11月24日に一般公開がなされまして、多くの来場の皆様に地元の天津西小学校の児童が事前に練習を重ねまして、大代古墳の歴史や特徴をしっかりと丁寧に説明をしていただいたところでありまして、県民の皆様にも鳴門板野地域の歴史文化に興味を持っていただくとともに、児童の皆さんの歴史教育の場になっていると考えております。

お話を頂きましたこの活用についてということでございますが、鳴門市ではこの大代古墳を始め鳴門板野古墳群の活用を図る為、我々県教育委員会それと西日本高速道路株式会社もメンバーとして参加を頂きまして、去る12月3日に鳴門板野古墳群保存活用検討委員会を開催をしたところでございます。

鳴門市では今後、当古墳群をはじめ古墳の活用を図るため、保存活用計画を策定をすることとしておりまして、この中でまず大代古墳につきましては、現在年1回の一般公開に加えまして、西日本高速道路株式会社の協力も頂きながら見学の機会を増やしていきたい、将来的には常時できるような方法を検討していきたいという方針でございます。

またその他の古墳群の活用につきましては、地元保存会の皆様で除草とか清掃が行われておりまして古墳を見学できる状況ではございますが、それぞれの単体での見学というのではなくて、大代古墳や今般国史跡として指定をされました板東ふ虜収容所跡が同地域にございますので、こちらも含めまして一体的な活用を図るために、例えばこれらの古墳群・史跡を一体で巡る一般公開の機会の設置でありますとか、そこをつなぐようなウォーキング、バスツアーといった取組も必要であるとしておりまして、今後保存活用計画の中で検討がなされていくこととなります。

県教育委員会といたしましては、管理団体である鳴門市との一層の連携を図りまして、この鳴門板野古墳群の保存活用に努めてまいりたいと考えています。

#### 岡田委員

ありがとうございます。ほんとに子供たちが練習したという話ですけど、ほんとに地元の説明をするのに子供たちは自分たちが日々見ている場所、日々住んでいる場所というものにもものすごく誇りを持つという気持ちが生まれたと思うし、住んでいる所のいろんなことを学ぶことによって子供たちの顔が生き生きと誇らしげにしてくれたので、公開するということは非常に大事な機会なんだろうなと思ったのと、せっかくあれだけ一生懸命覚えたのでできたら何回も、今も西日本高速道路株式会社が年1回というお話だったんですけども、実際年1回で2時間ぐらいなんですけどね、13時から15時ぐらいまでの公開だったので、当日も近所の人ばかり来ているのかなと思ったら、県外ナンバーの車が結構止まっていて、お天気も非常に良かったので、来ている方とお話しさせてもらったら、そんな2時間なんかもったいない、朝から晩まで開けておいてくれたらいいのにとというような、わざわざ来たんだけど2時間だったんよというお話をされているところもあって、もう少し公開する方法を是非検討していただきたいとともに、子供たち今は地元の小学校なので、できたら鳴門板野の子供たちが関わってその古墳群の説明を順次替わりながらできるような環境も作っていただければいいなと思うんですが、ただ高速道路の真上なのでもし万が一事故が起きたときにはとんでもない事故が起こるというのも想定できるので、当然西日本高速道路株式会社の協力を得ないといけないので、そのあたりは少しずつ検討していただきたいと思いますし、板東ふ虜収容所跡との関わりということで、鳴門エリアを一体に盛り上げていただけるようなお話もございましたので、是非楽しみにしていきたいなと思います。

これも先ほどの資料にある「世界に輝くあわ文化の創造・発信」という文がありますが、本当にあわ文化、歴史の発信という部分では、その古墳群というのも対象になろうかと思っておりますので是非お願いしたいなと思います。恐竜も大好きなので恐竜も是非広めていただきたいんですけども、やはり恐竜の次の世代には古墳の時代がやってきますので、いろんなトータルの歴史を学ぶというチャンスで、自分の住む徳島県の歴史を学ぶ教材として活用できるような、トータルして分かるような活用を是非してもらいたいとともに、

それを先ほどの話じゃないけど英語で説明できるようにしてもらおうと、そのままで外国に向けて発信できるので、さっきの天津西小学校の子供たちに、これ英語で覚えたら絶対一生使えるよと思わずその子供たちにも言ってしまったのですが。というぐらい徳島の誇りはじゃあ何なんていうのを子供たちに意識してもらおうのだったら、自分たちの誇りをまず学んでもらって、それをじゃあどうやって伝えるのか、それを全部英語で発信するということをすると、それは全て徳島の誇りを子供たちがそのまま表現できるということにつながっていくと思うので、是非地元の教材をうまく使ってそれを世界に発信するという、身近なものですぐにできるので、英語の本を読まなくてもいいし、英検を受けなくてもそういうふうに見える教材はたくさんありますので、是非そのあたりを活用してもらって、徳島で生まれ育って、徳島のことをこれだけ知っているということを英語で言える環境を作ってもらえることが、まずは徳島の子供たちのグローバル化につながっていくと思うので、是非取組としてお願いしたいなと思いますがいかがでしょうか。

#### 木野内教育文化課長

岡田委員から、地元の文化財を誇りを持って子供たちがしっかりと紹介できるように、また、英語での発信もというお話でございました。

県教育委員会の取組を少し紹介させていただきますと、中学生のあわっ子文化大使が県内の文化遺産を紹介する勉強をして、それを取材してビデオにして、それには英語のナレーションを付けた形でインターネットにより世界に向けて情報発信をしていくという授業もごさいます。あわっ子文化大使の取組や、児童生徒への出張授業の中で、こういった取組を踏まえながら、今後英語も含めて広く世界に情報発信できるような子供たちの育成に努めてまいりたいと考えております。

#### 岡田委員

是非できるところから情報発信していただいて、徳島の情報が世界に流れるような環境をどんどん作っていただきたいなと思います。

それともう一つ今日の資料1でもらったんで、徳島モデルのデュアルスクールを作るといことの実証研究を実施されるということなんですが、これ既に今試みとしてはされていて、実際にかなり成果があるようには聞いているんですけど、実際この平成31年度に向けてはどのようなふうな取組をされる計画なんですか。

#### 長町教育創生課長

ただいま、デュアルスクール実証事業に関するお問合せを頂きました。

この事業はサテライトオフィスや地方移住など地方と都市での二地域居住のライフスタイルが広がる中、親の短期滞在に併せまして、その子供たちも一時的な転校を行うという制度でございませう。

平成28年10月以来、これまで東京都の3組の御家族が計11回この制度を活用して実施をしているところでございませう。様々な効果も上げておまして、それを来年度につきましても引き続きこうした事例の数を増やす、それからいろいろなパターンを増やすことによりまして課題を抽出し、更により広く全国でできますように国に提言をしていく、そう



いったことを考えております。

岡田委員

ありがとうございます。じゃあ実際にそのデュアルスクールをするに当たって先生の加配というか、その担当者の先生を付けてくれているような取組をしてくれていると聞いているんですけど、実際に掛かる負担というか費用面というのはあるんですか。

長町教育創生課長

本県の行っております実証事業におきましては、デュアルスクール派遣講師として非常勤の講師を派遣して、生徒が転校している間、その先生がお世話をする、さらに、その東京なり元の学校との連絡調整に当たる、そういったことをしております。

岡田委員

ということは派遣される学校の先生方の負担というか、派遣講師の先生が直接おいでしてくれるのでその方がいろいろ連絡を取ったりいろいろなサポートをしてくれるということで、受ける学校の先生の負担というのはいらないという考えでよろしいでしょうか。

長町教育創生課長

はい、本県の現在行っております事業におきましては、基本的に受入先の小中学校に負担がないように行っているところでございます。

岡田委員

実はこのデュアルスクールの話ではないんですけども、アメリカに嫁がれている地元の方が子供を、アメリカの学校が夏休みになったら日本の学校6月はしているので、6月、7月と編入というか日本に帰ってくるというようなことをしている方がいて、何を言おうとしているかということ、非常に外部から入ってくることによって少人数の子供たちの中に刺激が生まれて、逆に言うと、あの子に負けないようにライバル心であったり、あの子と仲良くなりたいとか、特にアメリカから帰ってきている子なので、それこそ英語をしゃべらなあかんというような、少人数の学校にとっては外部から入ってきているそれが短期間であろうと、転入生であればまた別な話なんだろうけれども、ちょっとの間来るということはすごく刺激を受けることになって活性化されて子供たちの顔が生き生きしてくるというような話を聞いたことがあるんです。

その事例からいくと、このデュアルスクールで正に東京からお母さんたちと一緒にやってきて1週間なりいて、仕事が終わったらまた帰る、その期間が仕事の期間なので1週間だったりまちまちだとは思いますが、少なくともその地域の子供たちにとっては待ち遠しい環境ができてくるのではないかなと想像されるところがあって、するとその子供たちが10人であったり、全校生徒がですよ、小学校で20人とかの学校であったらやってくる一人の子の影響力はものすごく大きいと思うんですね。学校の先生の負担が、ほぼ今派遣講師がしてくださるので、手続上の部分も先生の負担がないというお話だったので、子供たちにとっては非常にものすごい楽しみであったり、またその子が帰ったところはどん

なところなのかと調べることになったり、今度来るときは徳島のことを調べてくるわと、向こうの子が変わるかもしれないし、子供たちの刺激のし合いというものすごくいい環境が生まれるのではないかなというふうにも思うので、私はそのデュアルスクールというのはものすごく画期的な取組で、サテライトオフィスを進める徳島としては、子供たちの教育の面で特にお父さんお母さんと一緒に来ても心配なく子供も一緒に来れるという環境を作ってくれる取組は、是非全国モデルにさせていただきたいと思うので、受けている学校の子供たちの意見とか変化というのも是非併せて情報発信してもらって、来た子供たちがどんなふうに変わっていったとか、自然に恵まれた中でどんなふうに変わったとか、今度自然の中にいた徳島の子供たちが都会からきた刺激を受けて、どんなふうに変わったかというような部分で見てもらっても違う成果が上がってくるような気がするので、是非いろいろな面からこの取組を進めていっていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

#### 長町教育創生課長

ただいま、岡田委員から御指摘を頂きましたように、正にこの実際に来られる対象の児童はもちろんですけれども、その保護者にとっても地方における働き方改革と言いますか子供とともに過ごす時間の増加、それから地元の小学校にとりましても新しい人間関係の結び方や都会の風が入る、それから地域にとりましても交流人口の増加によりまして、例えば東京から来た子供にみこしを担がせたいという思いから、20年ぶりに子供みこしがその地域で復活したと、そういうような事例もでております。

こういったことを我々パンフレットやホームページでも積極的に広報しているほか、また体験してくださった方のセミナーにおける体験談の話とかも行っておりまして、広く全国に広めていきたいと考えています。

#### 岡田委員

是非よろしく願いして終わります。

#### 西沢委員

今日の新聞に南海トラフ地震の対応、南海トラフ震源域の半分で地震が起きても一斉避難とか載ってましたけれども、幼稚園、保育所とか学校の対応はどうするかという方針は決めていつているんですか。

#### 田村防災・健康教育幹

気象庁が昨年11月より南海トラフ地震に関する臨時情報の運用を開始しております。この情報は、南海トラフ沖で異常な現象が観測された場合に、その現象が南海トラフ地震と関連するかどうかの調査を開始した場合や、その調査により南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて高まったと評価された場合に発表されるというふうになっております。

この臨時情報を巡りましては、徳島県が今年度初めより有識者による検討委員会を設けて、県としての防災対応方針の策定に向けて今まさに準備を重ねているところでございます。この情報自体、実際に子供たちを守る上で非常に学校現場でも有益な情報になるということ認識しておりますので、この県の方針を踏まえた上での対応を今後考えていこう

と思っているところでございます。

#### 西沢委員

今ちょっと調べてもらったんですけど、間に合わんですけれども、10年くらい前かな、東海、東南海、南海地震のどれか、例えば東海地震が発生した場合に徳島県はどう対応するんだということを質問したことがあります。やはりそれを予知として避難行動を取るか準備行動を取るかということをしたらどうだという話をしましたけれども、残念ながらそのときは何も対応策はしてくれませんでした。

実際のところ今は歴史的には東海とか東南海が起こった場合には南海も起こりやすいというふうなことは事実なんで、これはやっぱり対策を取るべきだなと、それからもう一つ、その他のいろんな超常現象的なものがあるって、それらが起こったら地震が起こりやすいという事実もありますよね、歴史的にね。そんなんも含めて本当はやったらどうかなというふうなことを思うんですけれども、それは置いておいて、徳島新聞に載っていますのは、徳島県民の避難行動について半割れの場合、避難に配慮を要する高齢者や障がい者らは避難所などで1週間程度過ごすことが望ましいというふうに書いてありますが、高齢者や障がい者らというところには学校も入っているんでしょうね。

#### 田村防災・健康教育幹

ただいま、西沢委員から学校も入っているかという質問を頂きました。

教育委員会ではこれまで、実際に地震災害が発生したときの対応について、学校防災計画の作成等を全公立学校に指示して、それを元にして各学校での訓練や研修の充実を図ってまいりました。

今回の臨時情報につきましては、実際に災害が発生する前に発表されるものでございますので、その活用は死者ゼロの実現はもとより、被害の軽減に非常に大きな可能性を持っております。もちろん子供たちも含めた避難に活用するわけですが、ただ活用に当たりましては保護者や地域住民の臨時情報への正しい理解の下、学校での教育活動の継続と地域の避難体制の起動の在り方などについても、十分な理解を図った上で進めていく必要があると考えております。そこらも含めまして今後、国、県が発表、策定します防災対応方針を踏まえた上での教育委員会内での協議を重ねて、市町村教育委員会への周知に進めてまいりたいと考えております。

#### 西沢委員

私が言っているのは、障がい者や高齢者らの中に入っているのかどうか。今までののは分かりますけれども、避難するのかもしれないのかという基本的な考え方の中でどうするのかというのを決めていかんとして思うんですけれども、障がい者や高齢者は避難所などで1週間程度過ごすことが望ましいというのを、まあ望ましいですけどね、12月3日に徳島県は避難行動について決めたと発表したとこうなっているんで、それも今回の政府方針を受けて地域の特性に配慮したきめ細かな方針を年内にも策定したいだから、この議会しかないわけですよ、私らが発言するのは。だから言っているんですけど。

### 田村防災・健康教育幹

今、委員より今回高齢者等に学校生徒も含まれるかというふうな質問を頂きましたが、これにつきましても県のほうでただいま県全体としての方針を策定していただいているところでございますので、今回はそれを踏まえた上での対応というふうな形で進めてまいる所存です。

### 西沢委員

まだはっきり分かっていないと、ただ全体的に県のほうが発表したというところですね。私らは今日は言うしかないの、年内ということなので。一応何か起こりそうだという中での避難、私も避難するほうが望ましいと思います。それが1週間になるか2週間になるかは様子を見てというので、今度帰るときが非常に難しい問題にはなるんですけども、でもどのぐらい避難したらいいのかというのが分からない中でも、今言いましたように勉強をどうするかとあります。避難所で勉強する体制、こういうのはちゃんと決めておく。どこへ避難してどういうふうな体制でやる、特に勉強の中にも大きな災害が起こったときにどうするんなど、どんなことを知っていたらいいのかということそのときに最初にそういう勉強をさせる。現実的に今起こったらどうするかという、それも大きなことが起こると、例えば3連動で大きなのが起こるとそれこそ地域が孤立するというようなことが長期間ありますんで、そんなときにはどうするんなどということを皆で知っておかなければいけない。情報は知っておくということを確認とか勉強させておくということも最初にやってほしいですね。そして通常の学校のことも併せてやっていくという体制を取ってほしいと思いますけれども、どうでしょうかね。

### 田村防災・健康教育幹

委員から、こういった情報も活用できるように児童生徒への指導をする必要があるという御質問、御意見を頂いたところでございますが、これまで県教育委員会といたしましては、中高生につきましては防災士の取得に向けた支援、それからそれぞれの県立学校には防災クラブを置き学校防災の要となる、あるいは地域防災の要となる生徒の育成を進めてまいりました。またこの度「あわっ子防災チャレンジ」という形で、小学校の高学年の生徒に対しても自助を中心とした知識を身につける為の学習プログラムを来年初めより進めてまいるところでございます。正に臨時情報の活用を前にそういった子供たち、あるいは保護者、学校が身につけるべき知識、あるいは活動の基盤となる部分につきましては、今後も進めてまいりたいと思っております。

### 西沢委員

当然地震の正しい知識はありますが、例えば私が今まで言ってきたんですが、地震が小さくても時間が長かったら大きな津波が来る場合がありますよと。地震が小さい場合でもということをしきりに言ってきましたけれども、そういう現実にも今まで起こってきたケースがあって、最近は特にスロースリップとかね、スロー地震ですね、そんなことをよく言われていますけれども、そういう地震が小さくても大きな津波があるとかね、そういう本当に知ってほしい情報というのは、知らせないかん情報というのはちゃんと知らせてほし

い。特にもう一つは大きすぎると今度は個人個人になってしまうんですね。自分だけを守らないかん、一番大きいときは孤立するわけですね。そのときにはまず食べるものをどうにかせないかんという中で、山菜を山の食べられるものをちゃんと把握してどういうふうに食べるかというようなことも含めて、一人になった場合はそういうことも必要なんですね、そういう何を勉強させるかも問題なんですよ。

通常の今までの防災の勉強だけじゃなくて、もっと本当に身近な中でできることがいっぱいありますので、そこらあたりをもっと研究して、どんな場合でも皆が生きていけると。一人が知っていたら周りにその知識を分かってもらったら皆ができますから、そういうのを子供から、小中高校生などからそういう知識を植え付けて皆を助けてほしいなと思います。教育長、一つ最後に。

#### 美馬教育長

ただいま、西沢委員のほうから教育内容につきましての、大きな地震が来たときも想定して教えていくべきではないかというふうな提言を頂きました。これも発達段階に応じてどの程度までどういったところまで教えなければいけないか、また我々のほうでも今回の御質問を頂いた大きな新しい予知防災と言いますか、こういったことも含めまして、どういう段階でどういうふうに教えればいいのか、また改めまして検討いたしまして、今後に生かしていきたいと思っております。

#### 高井委員

出入国管理及び難民認定法が強硬に改正になりました。徳島県内まだ外国人の児童生徒はそんなにたくさんはおられないと思いますし、先般の普通会計決算認定特別委員会でも外国人の医療費の貸倒れというか余り未収金額もなかったわけでありましたが、しかしこの法案が通った以上はいよいよ外国人の子弟の方々が教育現場が増えてくるということは間違いないんだろうと思います。

非常にここまで急いで強硬にすべきものではなかっただろうと私は思うんですが、しかし全国というか世界中で移民の問題で国々が各政権等がいろいろ対応に苦労している中で、飽くまでも移民政策でないというふうに政府は言っておりますが、しかし長い目で見るとやはり永住する方も間違いなく増えてくるだろうと思います。そして現に技能実習制度で来られている外国人の方々の中には、先般明らかになったように69人の方が亡くなるという、その中には自殺であったり凍死や水死という考えられないような事故等で亡くなられた方も多いいということ、ひよっとするとこれから先本当に不幸な状況に陥る外国人の子供さんたちもこの日本で出ることがあるかもしれないと非常に心配もしております。

そこでこの点について、これからの対応並びに現状の認識と、それに加えてやっぱり日本語が十分でなければ不登校になったり地域に溶け込めなかったり、いろんな問題が生じてくると思いますので、その点についてまだいろんな対策は講じてないかと思いますが、少しこれからの方針に向けてもお伺いをしたいと思っております。

それとともに先ほどちょっと話があった採用の件でも、来年度採用方針に向けても少し別件でお伺いをしたいと思いますので、まずは外国人の児童生徒数、今把握している状況を

お伺いしたいと思います。

藤中グローバル人材育成担当室長

外国人児童生徒数についての御質問を頂きました。

本県で受入れをしております外国人児童生徒数は本年5月時点のデータでございますけれども、小学校が67人、中学校が14人、高等学校が21人の合計102人となっております。

高井委員

102名ということで、他の県に比べればそんなに多い数ではないかと思いますが、もう少し個別に分かれば教えてください。この102名の児童生徒の方々は高校も含めて対応等、不登校になったりとかお休みが多かったりとか日本語が理解できなかったりとかいう、いろんな課題があるのかどうか把握していれば教えてください。

藤中グローバル人材育成担当室長

県教育委員会では現在その課題については把握はまだできておりませんが、今後きめ細かく対応するために把握に努めたいと思っております。

高井委員

把握してないということですが、義務教育課程における児童は市町村が所管をしておられるので恐らく市町村にきちんと聞かなければ分からないことではないかと思いますが、県外の事例では日本語が不十分である児童の場合は、別途日本語指導をするいろんな手段を講じているというケースもございます。民間団体がいろんな日本語指導をしているところもあるようですが、恐らく県内にもあるんだろうと思いますが、どれくらいあるのか私も承知はしてないんですが、是非県教育委員会としてもこれから先いろいろな問題が出てくると思いますので、こうした民間との連携や、公立の小中学校に通う外国人児童の状況等もしっかりと把握する中で、必要な措置を市町村と一緒に連携して講じてほしいというふうに思っています。

最も心配しているのは不登校になったりした場合のことです。ある一定の外国人の数が出てきますと地域社会がほんとに大きく変わってくると思います。その中で特に学校に行けない子供さんたちが出てきますと、治安の問題や日本社会に対して余り好ましくないイメージを持ったりとかする場合がありますし、逆にうまく溶け込めればしっかり日本を好きになって、先ほど岡田委員も触れられたようにいろんないい影響が、デュアルスクールもそうですが、外国児童が入ることによって多文化理解やダイバーシティの問題でいい影響も出てくるかと思えます。そうした点で不登校児童がないようにいろいろな措置を講じてほしいと思います。

ちなみに今の県教育委員会としては、外国人児童だけでなくて全体の不登校の児童生徒数は把握してらっしゃるんでしょうか。もし、把握していれば午後からでも教えていただきたいと思えます。

安西いじめ問題等対策室長

平成29年度の文部科学省の調査によりますと、小学校が不登校生徒が135人、中学校が483人、高等学校が101人、小中高等学校の合計は719人となっております。前年度に比べて100名の増加という状況となっております。

山西委員長

午餐のため休憩いたします。（12時01分）

山西委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

高井委員

先ほど、不登校の生徒の人数を719人と言ってくださいました。昨年度から100人の増加ということで、かなり多いなとかつ増加率が高いなというふうに感じましたが、これって背景の分析のようなものは分かりますか。どういう理由で不登校になっている状況が多いのか、また小学校、中学校、高校それぞれに言ってくださいましたけど、ちょっと背景の分析のようなことが分かれば教えてください。

安西いじめ問題等対策室長

ただいま、不登校の増加それから不登校になる背景についての御質問を頂きました。

不登校の増加という質問でございますが、不登校に関しましては年々増減というのが非常に激しく変動しております。

例えば、平成25年が756人、平成26年が760人、平成27年が648人、平成28年が619人、そして平成29年が719人ということで、ここ数年増減は比較的大きくあるわけでございますが、大体横ばい状態ではないかと捉えております。

不登校児童生徒数の割合は、小学校で本県0.39%、全国が0.55%。中学校で2.63%、全国3.38%。高等学校本県で0.5%、全国1.68%となっております。

これは、全国平均より出現率の上では低い状態になっておりまして、6年連続全国平均よりは低い状態を維持することができております。

不登校の要因につきましては、様々な要因があると考えております。

家庭や家族に関する問題であったり、それからいじめを除く友人関係の問題であったり、そういったあたりが大きな要因とはなっておりはりますが、いろいろな要因が複雑に絡み合っただけでこういった結果になっていると考えております。

高井委員

当委員会でも不登校の件に関して視察も行きましたし、あのときも大変勉強になりました。

不登校自体がすごく悪いことでどうしても学校へ行かせると、無理やりそういう措置を取るといことは、余り根本的な解決にならないのではあります。しかしながらできるだけその問題というか、悩みを抱えた子供たちが学校へ行ける環境ができる。若しくは学校の代わりとなる行ける場所を作るといことが一つの方策としては大事なのかなという

ふうに、この間の県外視察からも感じたところです。

県教育委員会としてもこうしたいろいろな背景も踏まえながら、いろいろな努力もなさっているんだろうと思います。

学校現場も、それぞれの先生方も努力をされているんだろうと思いますし、子供たちに寄り添う形でやってくださっているんだろうとは思いますが、なおかつやはり徳島県内では、まだフリースクールと言いますか、また他の選択肢というのがなかなか件数としては少ないのではないかということも心配します。

法律が成立しまして、いろいろな子供たちの学べる環境を提供していくことが望ましいということですが、民間の方のいろいろな力も必要だと思いますし、学校側の配慮もいろいろ必要になってくるだろうとは思っています。

徳島県は、平均からすると不登校の率も少ないということではありますが、例えばですね、三好のほうでは、県教育委員会もよく御存じの三好教育研究所というのを特別に作っております、そこがいろいろ研究も重ねたりいろいろ対応しておりますが、三好のほうでも1,500人の小学生、それと800人、三好市と東みよし町と合わせて、旧の三好郡という形で児童が小学校中学校合わせて2,300人ぐらいおるんですが、その中でも不登校の数は、去年は小学校で6名、中学校で26名と、一昨年が11名だったので、11名が6名になり、その中学校でも41名から26名になったということで減っていますが、いろいろな取組をしております、特に三好市と東みよし町とで協力をして財政負担をしながら指導員というのを雇って別のそよ風学級というのを作っているのです。そこへ学校に行けない子供に通ってもらって、そこに在籍して卒業後、高校に行けるようになったりとか、いろいろな努力もしています。

多分各市町村もいろいろな努力をしていると思いますし、できるだけ県教育委員会としてもそうしたそれぞれに頑張っているところに支援をしてくれるようお願いをしたいと思います。

本当なら先生方や指導員の財政支援もお願いできたらと思いますが、先ほどからお話が合ったとおり、学校の先生方の多忙な状況の中でできるだけ多忙さを軽減するというのを、早速取組としていろいろ始めていただきたいと思いますと同時に、こうした不登校児童の対応に目を向けてほしいなと思います。

そして、先ほどの外国人の子供の教育の問題に少しだけ最後に触れて、次の話に移りたいと思いますが、先ほど昼休みに岡田委員といろいろ話しております、鳴門は農業の方でも外国人の技能実習生といいますかお手伝いというか、お仕事で来ている方が大勢いますし、鳴門教育大学に留学されて社会人として家族で来られたりしている方もおいでというふうに聞きました。

私が住む三好市は、まだその外国人の完全な御夫婦で子供さんがっていう数よりも、どちらかが日本人の親御さんであって外国人で子供さんがハーフという子供さんが結構いますが、子供は習得が早いので、日本語も割りと小さい頃からなじんでいけば割とすぐうまくなったりしてなじめている子供さんも多いように思います。

しかし、お母さんが例えば外国から御主人に付いてこられて来た場合、学校のプリントとか頂くといろいろな学校通信であったり、いろいろな出さなくてはいけないものであったりアンケートであったり、そういうものを学校から持って帰られても、やはり十分に理解で



きなかったり、読めなかったりして対応に困るケースもあるというふうに聞きます。

なかなかPTAの会なんかにも言葉がなかなか分かりにくかったり出づらかったりして孤立してしまうこともあると思いますので、結構プリントとかにこれから外国人の御両親が増えてきたりした場合でも、振り仮名とか読み仮名を振ったりするようないろんな手立てが必要かなど、岡田委員からのアドバイスもあり、そう思いました。

そうしたこともこれから先、来年4月、いよいよ外国人の専門職の方が入ってこられます。だんだん数が増えていくことになろうかと思えますし、学校現場でも先生方にも外国人の子弟が入った場合に対応等も、いろんな日本語教育も充実させていくような方向性が国からも出されると思いますし、現場でも対応していくようにならなくてはならないと思いますので、またそうした面も気に掛けてこれから対応をできるだけしていただけたら有り難いと思います。その点について御意見があればお願いします。

#### 藤中グローバル人材育成担当室長

県では、平成24年度に外国人児童生徒を受け入れる際の学校現場をサポートするため、「徳島県 外国にルーツを持つ子どもの受入れ手引」を作成しております。

その中では、教職員がいつでも利用できるよう、保護者が理解しやすい学校行事や保健に関する保護者向けの文書様式も掲載しております。平成28年度には英語版も提供いたしました。

また平成27年度には学校長宛に、対象の保護者への通知文に分かりやすい表現や漢字にルビを振るなどの配慮をするよう改めて依頼をしております。保護者への配慮をもって理解と協力を求めています。

一方、保護者向けには手引書に徳島の学校を知ろうという項目を掲載をいたしまして、日本の教育制度や学校生活などの必要な知識について分かりやすく掲載し、中国語とフィリピン語の訳もつけまして掲載をしております。

なお、民間団体の中には、県内在住の外国人を対象にしました保護者のための日本語講座を開催しているところもあるため、講座開催の周知について協力も行っているところでございます。

今後も、外国人児童生徒が安心して学校生活を送ることができ、それにより保護者の社会参加も可能となるよう、民間団体とも連携協力しながら保護者への配慮を続けてまいりたいと思っております。

#### 高井委員

しっかりと引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

教育の現場はダイバーシティというか、共生社会のキーになると思いますし、いろんな子供たち、日本の子供たちのためにも良い影響が出るような、いろいろな人権的な観点からも対応をお願ひしたいと思っています。

それであと採用の件について少しお伺ひしたいと思っています。

教員採用の倍率の話が先ほど、上村さんからのお話からも出ましたが、それとともに昨年問題になっていました障がい者雇用の水増し問題を受けて、受験の見直し等を国がするというので、受験資格と言うんですか、試験の見直しと言うのですか、それをする

ということで、徳島県としては来年度の採用の方針、これ答弁が前にあったかも知れませんが、受験資格など要項といいますか中身も含めてですけど、来年の採用に向けての変化というか検討しているのでしょうか。前回と少し変えていくのか、それとも今までどおりの採用の方針で行くのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

臼杵教育政策課長

障がい者雇用に関しまして、教員の採用の条件に関してでございます。

障がい者雇用の推進チームを設置をいたしまして、県教育委員会におけます障がい者雇用の拡大に関して検討しているところでございます。

10月21日に第1回の会議を開催しまして、12月7日に第2回の会議を開催したところでございます。

この会議の中では、現在、身体に障がいのある方を対象としました教職員の選考審査などに関しまして議論を行いまして、その受審資格といたしまして現在は自力で通勤ができ介助者なしに職務の遂行が可能な者、あるいは小中学校事務につきましましては、これに加えて活字印刷による出題及び口頭による口述考査に対応できる者という要件を記載しておりますけれども、会議の中ではこれらの受審資格を撤廃するというを確認したところでございます。次年度から対応してまいりたいと考えているところでございます。

高井委員

ありがとうございます。早急にちょうど7日にあったということで御報告ありがとうございました。

ちなみに、採用予定数といいますか、そうしたことも例年と変わらないのか。その点はいかがでしょう。

臼杵教育政策課長

会議の中では採用の予定数につきましても発言はありましたんですけども、この推進チームにつきましましては今年度だけの設置ではありませんで、次年度以降も継続して設置をしまして検討していくこととしております。

その中で採用数につきましましては、中期的な課題としまして、今後検討していくという扱いになったところでございます。

高井委員

どこの場所でも、人手不足の時代でございます。

障がい者の優秀な人材を取り合うというか、争奪戦というか。前の水増し問題を受けてまた障がい者雇用を増やさなければという社会の要請が出ているとともに、またいろんなそうした資格要件を見直す中で障がい者の優秀な方の人材争奪戦の中に入っていると思えますし、常に健常者とか若い方でも本当にあらゆる職場が人手不足で、求人倍率が高まっていると思えますので、非常に人材の奪い合いになっているのが現状だと思います。だから外国人に働いてもらおうというのが国の一つの方策なんだろうと思えますが、しかし、特に先ほどから話があった教員の採用というのは非常に大事でありますし、教員になりたい

という希望者をできるだけ気持ちを萎えさせないように、また高く意志を持ってもらうためにも、やはりいろんな連携が必要だと思います。

幸い徳島県は、鳴門教育大学という専門職大学を持っておりまして、今日の説明の中でも鳴門教育大学と連携して授業改善とかいろんな中身のことに 대해서는、いろいろ連携しながらやっていると思いますが、是非教員採用においても資格を取ったり、元々教育大学に来ようという方々は、教員になろうと気持ちがすごくある人と絶対になりたいという人と、できたら教員免許を取ってというふうな気持ちがそこまでない人もいるかも知れませんが、皆さんほとんどできれば教育の世界にという方が多いだろうと思いますので、そうした採用する側としても県教育委員会としてもいろんなそのリクルートをする上で、良く密に接触をしながら、是非教員としての試験を受けてほしいということを多分依頼していくことも必要だろうと思います。もちろん鳴門教育大学だけでなく、全国に向けても徳島県の教員として働いてもらえるよう、いろんなアプローチする必要もあろうかと思えます。

採用した後のいろんな基礎教育や研修や実習も大事だと思いますが、まずはやっぱり採用の場所で能力の高い、意欲の高い人材を採用していくということが必要になるだろうと思いますので、是非大学ともそうした面でもいろんな連携をしながら中身の分だけでなく、人材として是非徳島県の教育に関わってほしいということも言っていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

#### 藤川教職員課長

ただいま、教員採用審査に関わって優秀な教員の確保についての御意見を頂きました。

本県といたしましても、今委員がおっしゃっていただいたとおり、新規の採用にも大変力を入れていきたいと考えております。

差し当たりましては、教育学部だけではなく他の学部の訪問等も回数を増やしましたし、また同じ学校でも時期を変えまして、少しでも早期に教員募集について、そして本県の教員についてしっかり知っていただくという活動をしております。

今後は広報のパンフレット、そしてその他広報活動にも更に力を入れて、少しでも優秀な教員の確保にしっかりと取り組めるよう努めてまいりたいと考えております。

#### 高井委員

ちなみに、その採用の見通しというか、今の多分退職者の数とかいろんな年代別に推移があると思いますが、今後の採用の予定とか人材の幅というか見通しはどんなんでしょうか。

#### 藤川教職員課長

今後の採用見通しについて御質問を頂きました。

本県では、今後数年間を見通した上で、新規採用者を決定するというような形で取り組んでまいっております。

今のところ、その計画の下で遂行しておりますので、現状の方向性のまましっかりと広報等にも力を入れながら、現状の採用計画の下で進めてまいりたいというふうに考えてお

ります。

高井委員

つまりそんなに何年度だったら少なくなるだろうとか上限が毎年あるわけでないということですね。

大体一定量でしばらく採用の予定を確保すればいけるということによろしいですね。

藤川教職員課長

年度ごとの大きな変動ができるだけないように努めながら、採用計画をチェックしているところです。

高井委員

よろしくお願ひします。できるだけ年齢制限も取っ払いというところとあれですけど、大分昔は本当に新卒とか何年間の内とありましたけど、大分幅も広がってきましたし、いろんな経験がある方が教育の現場に入ってくれるのは有り難いことですし、これ以上、教員の採用の倍率が低下しないようにいろんな働き掛けをお願いしたいというふうに思います。

古川委員

私のほうから何点か質問させていただきます。

まず、事前委員会の説明のときに学校事故の損害賠償の報告がありました。

2件上がってるんですけども、このそれぞれの事故の状況とかを教えてくださいませんか。

藤本施設整備課長

ただいま、学校事故の損害賠償について御質問を頂きました。

この件でございますが、去る9月4日、徳島商業高校と小松島西高校におきまして台風第21号による強風のため、学校施設に起因する被害が近隣に生じたので、その損害賠償を行うものでございます。

1件目の徳島商業高校の場合でございますが、学校敷地内のユーカリの木が台風の強風で折れ、その枝が飛散して水路を挟んだ住宅の壁に突き刺さり室内にも貫通したような状況でございます。その他、屋根とかひさしも損傷したという案件でございます。

それからもう1件につきましては、小松島西高校でございます。学校グラウンドの西側に張られていた防球ネットと、ネットを重りで開閉するための鎖が台風の強風にあおられ、ちょうどそのときの西側の道路を通行しておりました車に当たり、車の下部に巻き込むなどをしてボディ側面とかバンパーとボディに傷がついたものでございます。

古川委員

分かりました。前に大阪府の地震でブロック塀が倒れて本当に痛ましい事故があった。今回も、台風の強風ということで、台風のときに強風が吹いたときに歩く子はあんまりいないと思うのですけれども、こういうことが起こる。学校の中で特に起こるとい

はちょっとなくしていかないかん。かなり気をつけていかないかんと思うのですけれども、これが起こってから何か対策したのですか。

藤本施設整備課長

ただいま、今回の事故があつてからの対策についての御質問でございます。

今回の事故発生後に、同様の事故を繰り返さないようにするために例えば、樹木等の飛散の恐れのある施設等の点検とか対策について、早急に実施するように各学校へ周知をいたしました。

それから倒木等の危険度の高い樹木等のある学校におきましては、速やかに伐採とかせん定作業を行いました。

今後の対策につきましては、樹木等の植栽につきましては、例えば、国土交通省の都市公園の樹木の点検等に関する指針などございますので、こういったものを参考に樹木の日常的な点検とか診断についても努めてまいりたいと考えております。

それから、その他の学校施設につきましても日頃の点検をはじめといたしまして、台風など強風時などには飛散防止の点検を行うよう徹底してまいりたいと考えております。

今後とも、県立学校施設におきましては大規模災害時への備えはもとより、平時におきましても児童生徒はもちろんのこと、教職員及び学校関係者等の安全安心につながるよう施設の適切な維持管理に努めてまいります。

古川委員

点検とかの指示とか木のせん定とかもしたということですので、そういう木とかいろんな施設とか危険なのは常に皆点検しながらやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、これも何度も聞いているのですけれども、SNS、LINEを使った相談事業ですね、これは8月下旬から10月下旬、2か月間ぐらいあったのですね。この2か月間やった実績とか効果とかこのあたり教えていただけますか。

大西総合教育センター所長

ただいま、古川委員よりSNS活用の相談実証実験事業の成果についてお尋ねがございました。

今回、8月21日から10月19日までの60日間のLINEを活用した相談の結果でございますが、LINEを活用した相談が333件ございました。1日平均にいたしますと5.6件、これは同じ時期にございました電話相談の件数の約2倍に当たります。やはり悩みを気軽に相談できる窓口として有効であったのではないかと考えております。

また今回の相談期間における相談では、いわゆる生命に関わる、あるいは事件性のある事案といった緊急なものはございませんでしたが、本人が関係機関等に連絡を望むそういった事案が2件ございました。これにつきましては関係機関とスムーズかつ迅速に連携でき対処し、生徒に安心感を与えることができたと考えております。

更に相談者からのアンケート調査も親身に聞いてくれた、気が楽になった、そういった肯定的な意見がございまして、十分な成果があったのではないかと考えております。

古川委員

分かりました。333件あって具体的な動きをしたのが2件ということですね。逆にこうやって、課題みたいな、見えてきたところはありますか。

大西総合教育センター所長

今回の相談についての課題の御質問でございますが、この度の実証実験で得られました結果等を今後の悩み相談や生徒指導に活用してもらおうということが重要でありますので、分析と考察をしっかりと行いまして、学校現場にフィードバックしていきたい。それが課題であると考えております。

古川委員

具体的には、LINEで受け付けた相談333件をそれぞれの学校現場にフィードバックをするという感じですか。

大西総合教育センター所長

この学校へのフィードバックについてでございますが、現在連絡協議会を開催して様々な立場からの御意見を頂いて分析検証しているところではありますが、生徒にとって相談しやすい声掛けの在り方、相談内容に応じたアドバイスの仕方など、今回のSNS相談で効果的であったカウンセリングの手法等を分析して、御協力を頂いた学校にフィードバックいたしたいと考えております。

古川委員

具体的な内容じゃなくてノウハウ的なところを学校現場にフィードバックするということですね。分かりました、それも大事だと思います。

せっかくサインを出しているのを見逃すことがないように、しっかりとそのあたりをみんな多くの目で見て、チェックをしていただきたいと思ひますし、また、これが本当に効果的であるのであれば引き続き、どういうふうな形でこれを導入していくかそのあたりもしっかりと考えていっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

あと、今日来年度の施策の基本方針の説明がありましたけど、今年も年末近づいて今年度の事業も進捗しているのかなと思ひています。

幾つか教育委員会の事業についての実施状況をお聞きしたいと思ひているのですが、まず一つ気になっているのが今年の新規事業で、ふるさと創生拠点ハイスクール推進事業ってありますよね。これ今回予算950万円という当初予算で組んで、具体的には海部高校を対象にというか、この高校自体の魅力を上昇させて県内外からの入学希望者を増加をさせて、そして、学校の活性化、地域の活性化ひいては高校を拠点としたこの地方創生につなげていきたいというふうな事業かなと思ひていますけれども、今の実施状況と目標に向けてのどのような手応えというか、そのあたりを教えていただけますか。

長町教育創生課長

ただいま、ふるさと創生拠点ハイスクール推進事業についてのお問合せを頂きました。

この事業は、人口減少が進む地域の高校においてその魅力や活性化を通じて地元はもとより県内外から生徒が集う学校づくりを進め、それにより地域の新たな活力を創出することを目的とした事業でございます。

具体的には、委員御指摘のように海部高校をモデルにその魅力化に取り組んでおります。これまでのところまず地域資源を活用した教育をということで、実践海部道場と銘打ちまして地域貢献につながるライフセービング体験講習を実施するとともに、SDGsなどに関します講演会等を行ってまいりました。

また英語、特にその今後の大学入試でも4技能が必要となるということで、特にスピーキングに力を入れまして、ネイティブスピーカーを特別非常勤講師として配置するとともに、インターネットを活用したオンライン英会話にも取り組んでいるところでございます。

更に、広報活動としまして、高校生による高校生が出演するPR動画を作製いたしました。それらも活用して、東京や大阪など県内外におきまして、海部高校の学校説明会も行ってきたところでございます。

これらによりまして、現在までも県外の生徒からも複数、入学に関する問合せを頂いているところでございます。

古川委員

分かりました。そうですかなるほど。問合せが来ているという感じですね。

今年度でやるメニューみたいなのはもう大体やったという感じですか、今までで。

長町教育創生課長

今年度残りの期間におきましては、さらに、地域で様々な活動を行っている方々から高校生がグループになっていろいろお話を聞いて、そこから課題を抽出する作業をやらうと考えております。

さらに、今後県外から来られる生徒さんを想定いたしまして、そうした方々を地域で受け入れる方法などについても検討してまいりたいと考えております。

古川委員

はい、分かりました。この県内外での説明会っていうのはどんな形でやったのですか。どれぐらいそれで集まったのですか。

長町教育創生課長

県内外における説明会についての御質問でございます。

県内のほうは以前から行っておりますし、また地元のはぐくみの会に御協力を頂きまして、夜間に地域の方々を大勢集めてくださいますので、そこで海部高校の校長から学校の説明も行ったところでございます。

県外につきましては、東京で行った場合は、大勢の受験生が集まる東京私塾の協同組合が主催する「親と子の受験相談会」に参画をいたしまして、そこで地方からの高校も幾つ

かあった中で、海部高校も説明をさせていただいたところです。

それから大阪では、海陽町の移住相談会と合わせまして、その中でこの説明を行うこととしております。

古川委員

分かりました。今何件かの県外の人からの入学希望者の問合せが来ているということなんですけれども、それが若者の増加につながりそうですか。

長町教育創生課長

今後これがどのように発展していくのかという御質問でございます。

実際に県外まで行って説明会などをしたのは今回が初めてでございます。

今年度始まったばかりでございますので、少しこれはお時間を頂いて、数年間引き続き行う中でその成果を見ていきたいと思っております。

ただ、昨年、一昨年の入試では、県外から本格的に志願者で来られた人は1名でございましたけれども、そうした県外の生徒さんから問合せもあるということで、今後少しずつ増加をさせて、更にそれが地域の活性化につながるような取組を行っていきたいと考えています。

古川委員

そうですね、1年だけじゃなくて、何年か掛けてやっていただきたいなと思っておりますけど、この1名受検をした人っていうのは、海部高校に入って住んでいるんですか、郡内に。

長町教育創生課長

海部高校に在学している間は、もちろん海陽町に住んでおります。

卒業生に関して、県外から今まで来た生徒がどのようになったか、今、私の手元に資料は持ち合わせておりませんが、今在学している生徒に関しては海部高校の寮であるとか、そういったところで生活をしているところでございます。

古川委員

ということは、家族は他において高校生だけが寮に入って生活をしている。

そういう方が今後ずっと増えていくようにというような取組なのですね。分かりました。

もう一点は、この先ほども、海部高校でも英語の授業をされているということですが、このT o k u s h i m a 英語村プロジェクトステップアップ事業を今年度していると思うのですが、こちらのほうの成果というのはどうなんですか。

藤中グローバル人材育成担当室長

ただいま、T o k u s h i m a 英語村プロジェクトステップアップ事業について御質問を頂きました。



この事業につきましては4事業で構成をされておまして、まずは小学生向けのデイキャンプ事業がございます。

これは、夏休み期間中に3回実施しておまして、平成25年度から実施しておるんですけども、今年度に関しましては84名の参加がございました。

また中学生向けに1泊2日のグローバルコミュニケーション向上事業ということで、キャンプ事業を実施しておまして、これは、7月、10月、11月の3回の実施を予定しておったんですけども、7月の上勝町の分につきましては警報発令のため中止となっております、実質は2回の開催となっております。トータル42名の中学生の参加がございました。

高校生向けにつきましては、徳島サマースクールを8月中旬に6泊7日で実施をしておまして、これにつきましては、高校生が県内が30名、県外が20名の参加がありました。

また、そのサマースクールですとか英語の得意な高校生を更に活用するような講座ということで、高校生ジュニア観光ガイド養成講座を実施しておまして、これは今年度98名の応募がございまして、その中から22名を選考いたしまして、現在今月までなんですけれども、6月から12月までの期間で8回講座を設けまして終了した際には認定書を発行するような形となっております。

古川委員

分かりました。98名応募で22名採用というのはすばらしいですね。

他のデイキャンプとかキャンプのは、これも県内の学校から募集をして、これぐらいの人数が参加してくれたということですか。定員的にはどんな感じだったのですか。

藤中グローバル人材育成担当室長

小学生のデイキャンプにつきましては、予定としては各コースで30名ずつを予定しております。

中学生に関しましては、宿泊ということもございまして、管理の面から20名程度の規模となっております。

サマースクールにつきましては、高校生が50名ということで先ほども申しましたが、県内30名、県外が20名という参加の規模です。

古川委員

そしたら、応募したけど参加できなかったっていう人はいなかったわけですか。

藤中グローバル人材育成担当室長

小中学生につきましては、ほぼ全員の方が参加ができておまして、高校生につきましては全体で3.8倍の応募がございまして、その中で選考された形となっております。

古川委員

はい、分かりました。しっかり事業を進めているなという感じですよ。頑張ってください。

あと、今回説明がありました働き方改革プランなんですけれども、基本的には、やっぱり現場の先生がいろいろ考えてやっていくのが一番いいと思うので、余り外部からあれこれ言わないほうがいいのかなと思いますけれども、このまずプランっていうのは、この検討の写真も出ていますけれども、どういう方が検討メンバーになっているのですか。

臼杵教育政策課長

徳島の学校における働き方改革推進プランの作成に当たって、どのようなメンバーがいるかというところでございます。

この検討に当たりましては、小中学校あるいは特別支援学校の学校現場の教職員の方々、そして市町村の教育委員会の方々にメンバーになっていただきまして、初回が6月に開催いたしまして、全3回開催する中でこのプランの内容につきまして検討いただきまして、11月末には完成したとそういう状況でございます。

古川委員

この今、案となっていますけど、今後のスケジュールというか、どうなんですか。話はどうなっていますか。

臼杵教育政策課長

事前委員会で御説明をさせていただきまして、その後11月末に教育委員会におきまして完成をさせまして、現在、市町村教育委員会でありますとか、小中学校の校長先生方、あるいは県立学校の校長先生方に説明を行っているところでございます。

今後、このできましたプランを各学校現場、市町村教育委員会へ更なる周知徹底を図ることによりまして、このプランの確実な履行と言いますか、各学校現場で着実に実行されていきますようにしっかりと働き掛けてまいりたいとこのように考えております。

古川委員

そうしたらこれで完成なんですね。案が取れているということですね。

このモデル校の取組って、自主的にやったモデルケースとして挙げてるのか、モデル校に指定して取り組んでもらったのか。これはどうですかね。

臼杵教育政策課長

今回このプランの中には、モデル校でありますとか、重点モデル地域の取組ということに記載もさせていただいているところでございます。

このモデル校あるいはモデル地域につきましては、本年度6月補正予算で御承認を頂きまして、学校における働き方改革モデル事業といたしまして御指定をさせていただきましたものでございます。

重点モデル地域につきましては、東みよし町を指定させていただきまして、町内全ての小学校中学校、あるいは教育委員会が一体となりまして、業務改善に取り組んでいただいているところでございます。

また、モデル地域につきましては、小学校では藍住北小学校、中学校では北島中学校、

そして高校は小松島高校と板野支援学校をモデル校として指定をしまして、現在業務改善に集中的に取り組んでいただいているところをごさいますて、年度末を目途にこの成果というものを県内の各学校に普及してまいりたいというふうに考えておるところをごさいます。

古川委員

このモデル校での取組をいろいろやられているのですが、これはプランには反映させているっていうことではなくて、年度末にこの取組を各学校に紹介をして、広げていくということですか。

臼杵教育政策課長

このプランの中には、今申しましたように重点モデル地域と、そしてモデル校の取組を記載もさせていただいております。

先ほど申しましたように、年度末にその成果というものを他の小中学校あるいは高校、特別支援学校に周知することによりまして、各学校の業務改善につなげてまいりたいというふうに考えておるところをごさいます。

また、この中には、この重点モデル地域モデル校の取組状況の中で成果が生まれてきているところをごさいますので、そうした取組状況と、成果、効果というのを取組例の中に記載をさせていただきまして、その成果っていうものを踏まえていただきまして、各学校でこのプランを実行に移しやすいような形で、この成果というものを載せさせていただいているところでもごさいます。

古川委員

では最後に、やっぱり現場の先生がね。いろいろ工夫をしてこういうモデル校での取組みみたいなものを広げていくということが、一番大事なんだろうなと思いますので、このあたりは今年度だけじゃなくって引き続きやって、もっと深めていって、このプランも進化させていってほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

岩佐副委員長

私のほうからは、専門高校、特に阿南光高校の魅力化ということについてちょっとお伺いしたいと思います。

これから年末になって、また2月、3月ということで、高校受検を控えている、私もその1人なんですけど、親としてはこれからの進路はどこに行くかというのは、これから気をもむような時期になろうかと思うんですけども、ちょうど10月5日に進路希望調査が発表されまして、その後に募集定員も発表されたということなんですけれども、希望調査の結果をいろいろ見ていると、やはり全般的には普通科への進学希望が高いというのがやはり特徴なのかなと思っています。

阿南光高校に関しては、今年度開校して、来年度は今の2年生が転学っていうんですかね、もう完全に阿南光高校になるということなんですけども、同じ専門高校、工業系の学校として徳島科学技術高校であったり、つるぎ高校とかに比べると、阿南光高校への希望

者数が若干少ない、定員を割っている今回の進路希望調査だけですけれども、ちょっと割っているという状況があるんですけど、これに関してやはり阿南というのは、阿南工業高等専門学校もあるというようなこともあるのかもしれないんですけど、この辺の普通科高校への希望者数が多い現状であったりとか、特に県南においてはやはりちょっと阿南光高校への希望者数が少ないという現状について、どのように把握されて、今後、当然、魅力アップをしていかなきゃいけないと思うんですけど、それについて今の見解についてのお聞かせいただけたらと思います。

#### 長町教育創生課長

ただいま、副委員長から、阿南光高校の魅力化に関する御質問を頂いたところです。

阿南光高校、専門高校全般的について我々も地方創生の観点から、地域産業の活性化に貢献する人材を育成するということにつながりますので、このことは専門高校の活性化ということが極めて重要であると認識をしております。

阿南光高校に関しましては、従来の枠組みを超えた新たな産業を創出する人材を育成できるよう、工業科に加えまして、新たに農業と商業の教育を行う産業創造科を設置いたしまして、本県初となる農工商一体の専門高校として、実践的な6次産業化教育を推進していくということで設立したところでございます。

徳島科学技術高校、つるぎ高校の進学希望に比べて、現状のところ阿南光高校は低いというお話でございますけれども、現在、設立をしたところということで、これから新野キャンパスにおいては、徳島大学との連携協定に基づく徳島大学サテライトキャンパスとして、高大接続連携教育を展開していきます。それから、これまでの2校の様々な取組も引き継いでいこうということで、歴史という点で、徳島科学技術高校、つるぎ高校が先行しておりますので、これから設置をして、徳島科学技術高校に負けないように、阿南光高校もそうした実績が出せるよう取り組んでいきたい、そのように考えております。

#### 岩佐副委員長

今のお話でも、人材育成が大変重要であると。また、この平成31年度に向けた施策の基本方針に関しても、サブタイトルとしてよく言われる人財の育成ということであろうかと思えます。

実際、加えて、今回基本方針の中でも出てきたんですけど、地方大学の地域産業創生事業ということで、特に光産業に関しての人材育成というところにも、これは教育委員会ではないですけども、そういう人材確保ということも言われているので、こういった工業系の中で専門知識をしっかりと身に付けた人がやはり、こういった大学にもつながっていくというのは、大変重要なことだと思っております。

その点においても、普通科で勉強して進学して、そこで専門知識を身に付けるというのも今までの大きな流れだとは思いますが、やはり高校の間でもしっかりと専門知識を持って、またさらに今だったら高等専門学校にも編入できますし、また、大学へも進学ということも、そういった進学もある程度考えた上で、専門知識を身に付けていく。そういった人材育成ということも大変重要になってくるかと思えますが、先ほどの話でもこれからということだと思っておりますけれども、今後の取組において、そういったある程度知識を

得て、大学に進学するといった取組というのも私は重要だと思うのですが、それについての見解、今の時点で何か見解があれば、教えてください。

#### 長町教育創生課長

卒業後の大学等への進学、進路ということに関する御質問でございます。

阿南光高校は、卒業後の進路につきましても農工商を持っておりますので、多種多様な分野への就職はもとより、副委員長おっしゃいましたように高校で学んだ専門分野の基礎、これを大学で更に深める、そういうような取組、例えば、それが徳島大学生物資源産業学部へのキャリアアップというような、これらをはじめとするこうした大学進学についても、しっかりと対応ができますように支援をしていこう、そのように考えているところでございます。

#### 岩佐副委員長

今おっしゃったような取組、しっかりとしていただいて、専門高校の魅力というのもしっかりと上げて、アップして行っていただきたいと思います。

今、通学区域制の見直しとかいうのも当然検討されているわけなんですけれども、他県のいろんな事例も見てきたわけなんですけれども、現状の通学区域制の中においても普通科に加えて専門高校、しっかりと魅力を上げていくということは大変重要なのかな、仮にそこでどういう形になるか分からないですけども、通学区域制が変わったとしても地元、元の通学区域内で完結という動きも一つの方法なのかなとも思います。

そのためにも各校の魅力であったりとか、優位性というのをしっかり上げていく必要があるかと思えます。特に今は学力であったり、そういう人材の話もしたんですけども、当然スポーツにおいても各校の魅力というのを上げていく必要はあるかと思えます。

少し話は変わるかもしれないんですけど、先日、スポーツ振興議員連盟での勉強会ということで、国体の成果とかというのを踏まえて、競技力が上がっていないというところでの原因究明という話もありました。その中であったのが、各競技団体からのいろんな意見というのもあります。

特に阿南光高校で言えばやはりホッケーが強いというようなところで、学校施設としてもホッケー場があるということなんですけど、当然、県全体のスポーツで言えば、県土整備部が関わってきたりとかいうところもあるんですが、学校施設の利用するようなところにおいては、当然、競技団体からもいろんな要望が多分きていると思います。

聞いた話ではホッケー協会のある方からは、阿南光高校の人工芝の張り替えとかいうようなことも希望されている、そんな声もあるようです。

大会が近いうちにあるようで、そんな希望も上がってきてるんですけども、学校施設を使うそういった競技団体からの意見というのは、この間の話ではまだ集計というのでしょかね、県民環境部が取りまとめになるのか分からないですけど、そういった競技団体からの学校施設の改善という、そういった要望というのは何か今のところつかんでいるのでしょうか。

また仮にそういう要望が上がってきたとき、どこまで対応ができるのかっていうこと。もし何かつかんでいるのであればちょっとお答えいただけたらと思います。

林体育学校安全課長

今、副委員長から施設に対する要望ということを言われましたが、直接的に学校からの要望ではなく、協会が強化してほしいということで、その要望は今県民スポーツ課のほうで取りまとめいただいているところでございます。教育委員会としては、阿南光高校をNEO徳島トップスポーツ校として指定しておりまして、そういう協会の要望も含めながらホッケーを指定したということもありますので、そういったところも密接に関わりながら、要望も県民スポーツ課を介して賜りながら反映させていきたいと思っております。

岩佐副委員長

今おっしゃいました各競技団体からのいろんな御意見とか要望とかあろうかと思いません。

そういう要望もしっかりと取り入れていただいて、そのスポーツでの学校の魅力、各学校においての、スポーツにおいて魅力アップ、スポーツにおいても学力においても魅力アップできるようなそんな平成31年度に向けた基本方針もあるわけですから、しっかりとした人材育成に取り組んでいただけますよう要望して終わります。

山西委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました教育委員会関係の付託議案については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第8号、議案第16号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

請願第21号「国の教育政策における財政的支援について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

美馬教育長

請願第21号でございます。

①今日的な教育諸課題に対応するため、義務教育諸学校の標準法を改正し教職員定数の改善を図ることにつきましては、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、授業革新等への対応も求められている中、教員が子供たちと向き合う時間を確保し、誇りとやりがいを持てる環境を確保する必要があります。

2019年度国予算の概算要求においては、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革を図るため、小学校における専科指導や中学校における生徒指導体制の強化、主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化などに必要な教職員として公立小中学校の教職員定数を2,615人増員する要求がなされています。

②教育現場に優れた人材を確保するため、人材確保法を尊重し教育専門職としてふさわしい給与・待遇とすることにつきましては、いわゆる人材確保法は、教育職員の給与を一般の公務員より優遇することにより、優れた人材を確保し、もって我が国の教育水準の維持向上を図ることを目的に制定されたものでございます。

教育職員の給与等につきましては、平成19年3月の中央教育審議会答申「今後の教員給与の在り方について」の中で、今後も教員に優秀な人材を確保するという人材確保法の精神は維持しつつ、メリハリをつけた教員給与体系を構築することが示されております。

この答申を受け、国では平成20年度から教員の給与等の見直しに着手し、本県におきましても、平成20年4月から全国の先頭を切って新たな職である副校長、主幹教諭、指導教諭を設置するとともに、平成20年10月からは部活動指導手当を含む教員特殊業務手当の手当額の増額を行う一方、平成21年1月から平成23年4月にかけて、義務教育等教員特別手当及び給料の調整額の縮減を段階的に実施したところであります。

教員特殊業務手当については、平成27年4月から義務教育費国庫負担金の算定基準の見直しに伴い25%増額し、本年1月からは更に20%増額したところであります。

③教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、国が責任をもち義務教育に係る費用を全額国庫負担とすることにつきましては、小学校、中学校並びに特別支援学校の義務制に係る教職員の給与等に対し、義務教育費国庫負担制度により、国が一定の割合を負担しておりますが、平成18年度から国の負担割合が2分の1から3分の1へと引き下げられております。

## 山西委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

それでは、本件については採択すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって本件は、採択すべきものと決定いたしました。

委員各位にお諮りいたします。

ただいま、採択すべきものと決定いたしました請願第21号「国の教育政策における財政的支援について」は、国に対し意見書を提出願いたいとのことであります。

この際、徳島県議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、文教厚生委員長名で意見書案を議長あて提出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次にお諮りいたします。

意見書の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、文案は正副委員長に御一任願います。

以上で、請願の審査を終わります。

**【請願の審査結果】**

採択すべきもの（簡易採決）

請願第21号

これをもって、教育委員会関係の審査を終了し、本日の文教厚生委員会を閉会いたします。（14時12分）